

A6 労働基準法に定める時間外労働、休日労働、深夜業をさせた場合、正社員と同様にパートタイム労働者に対しても割増賃金を支払う必要があります。

[解説]

例えば、法定労働時間（1日8時間）を超える時間外労働をさせた場合、パートタイム労働者にも割増賃金（割増率は2割5分）を支払わなければなりません。

ただし、契約された1日の労働悲観が8時間未満の場合は、8時間に達するまでの残業時間については、法令上の割増賃金を支払う必要はありません。

<割増率>

|       |           |
|-------|-----------|
| 時間外労働 | 割増率＝25%以上 |
| 休日労働  | 割増率＝35%以上 |
| 深夜業   | 割増率＝25%以上 |

（注）時間外労働が深夜に及んだ場合には「5割以上」休日労働が深夜に及んだ場合には割増率は「6割以上」となります。